



被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 財団法人新潟県中越沖地震復興基金（以下「基金」という。）は、新潟県中越沖地震により被災した地域コミュニティ施設の早期復旧を促進するため、コミュニティ組織が行う地域コミュニティ施設の建替又は修繕に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の補助対象者及び補助基準）

第2条 この補助金の補助対象者及び補助基準は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第3条 規程第3条第1項の規定による補助金の交付を申請し、規程第12条の規定による実績報告をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記第1号様式）を、事業の完了の日から起算して20日を経過した日までに財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の交付決定等）

第4条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第2号様式）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付に際しては、規程第5条の規定に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがあること。
- （2）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- （3）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度（10月1日から翌年9月末日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- （4）事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（補助申請の取り下げ）

第5条 申請者は、前条第1項の通知に係る交付決定等の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請を取り下げることができる。

（交付決定の取消し）

第6条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 理事長は、補助事業者が前条の規定により申請を取り下げた場合は、当該申請に係る交付決定等の全部を取り消すものとする。

- 3 理事長は、前2項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第7条** 理事長は、前条第1項又は第2項の取消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の納期限を延長することができる。

（延滞金）

- 第8条** 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

（書類の経由）

- 第9条** 補助事業者が提出する申請書等の書類は、補助事業者の存する市町村を経由し提出するものとし、理事長が行う通知も同様とする。

（補則又はその他）

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成20年10月7日から施行し、平成19年7月16日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成21年4月22日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者、補助対象事業内容及び補助対象経費	補助率等	摘 要
<p>1 集会所等の建替又は修繕</p> <p>(1) 補助対象者 災害救助法適用市町村内の集会所等のコミュニティ施設を所有・管理する集落又は自治会等</p> <p>(2) 補助対象事業 被災した集会所等のコミュニティ施設の建替・修繕 ※国・県等の補助による災害復旧事業の対象とされた施設は対象外とする。</p> <p>(3) 補助対象経費 ア 建替の場合 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託及び建替に必要な解体に要する経費（土地購入費、調度品及び備品を除く） イ 修繕の場合 建物本体、付帯設備、外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費 ウ 建替、修繕とも総面積は従前の延床面積の1.5倍以内を限度</p> <p>市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。</p>	<p>(補助率) 補助対象 経費の3/4以内</p> <p>(補助金限度額) 所要額</p> <p>補助金の算出において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる</p>	<p>平成20年度～ 平成22年度</p>

補助対象者、補助対象事業内容及び補助対象経費	補助率等	摘 要
<p>2 鎮守・神社・堂・祠の建替又は修繕</p> <p>(1) 補助対象者 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠（以下「鎮守等」という。）の復旧を行う、災害救助法適用市町村内の集落又は自治会等</p> <p>【補助対象施設】 次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するため復旧が必要と市町村長が認定する鎮守等</p> <p>ア 災害救助法適用市町村内に存在しているものであること</p> <p>イ 専ら当該地域（集落）の住民が利用する鎮守等であること</p> <p>ウ 当該地域（集落）住民が参加する祭り行事などのコミュニティ活動が現に行われ、今後も引き続き行われることが確実であること</p> <p>(2) 補助対象事業 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守等の復旧</p> <p>(3) 補助対象経費</p> <p>ア 建替の場合 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託及び建替に必要な解体に要する経費（土地購入費、調度品及び備品を除く）</p> <p>イ 修繕の場合 建物本体、付帯設備、外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費 （敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費、調度品及び備品を除く。）</p> <p>市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。</p>	<p>(補助率) 補助対象経費の 3 / 4 以内</p> <p>(補助金限度額) 2,000 万円</p> <p>ただし、これによりがたく、理事長が特に認める場合は 3,000 万円</p> <p>補助金の算出において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる</p>	<p>平成 20 年度～ 平成 21 年度</p>

別記第1号様式（第3条関係）



平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 様

(〒 -)

所在地
名称
代表者

印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書（集会所等・鎮守神社堂祠）←いずれかに○

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱第3条の
規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり交付申請及び実績報告します。

また、併せて補助金 円を請求します。

記

- 1 交付申請額及び請求額 金 円
- 2 補助金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通・当座
カタカナ		
口座名義人		
口座番号		

注：振込先確認のため、通帳等の口座名義人（カタカナ）記載部分の写しを添付してください。なお、口座名義人と申請者が一致しない場合は、申立書等を添付してください。

- 3 添付書類
 - (1) 地域コミュニティ施設等再建支援事業報告書（別紙1）
 - (2) 工事請負契約書、設計図の写し
 - (3) 市町村が発行するり災（被災）証明書（写し可）
 - (4) 被災写真
 - (5) 完了写真
 - (6) 領収書の写しなど支払を証する書類
 - (7) 地域コミュニティ施設等再建支援市町村認定書（鎮守・神社・堂・祠の再建時添付）（別紙2）

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
10170		

(別紙1) 集会所等の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業報告書

1 施設の概要

市町村名			
団体名			
代表者	(氏名) (住所) (電話)		
施設の名 称			
所在地	(再建前) (再建後)		
着工日	平成 年 月 日	完了日	平成 年 月 日

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)	※		※1.5倍以内

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位:円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額 C×3/4
				3/4	/
計					

(別紙1) 鎮守・神社・堂・祠の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業報告書

1 施設の概要

市町村名			
団体名			
代表者	(氏名) (住所) (電話)		
施設の名 称			
所在地	(再建前) (再建後)		
着工日	平成 年 月 日	完了日	平成 年 月 日
要綱別表2の(1)のウに 定めるコミュニティ活動 の内容			

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)			

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位:円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額※ C×3/4 4
				3/4	
計					

※補助限度額は、2,000万円

(別紙2)

地域コミュニティ施設等 再建支援市町村認定書

対象施設名

上記の施設は、被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱別表2の（1）に定める施設であることを認定する。

要綱別表2の（1）のウの具体的なコミュニティ活動

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長 様

市町村長

印

別記第2号様式（第4条関係）



沖復基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金
交付決定通知書兼額の確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった標記補助金について、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第4条及び第13条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 金 円
- 2 交付予定日 平成 年 月 日
- 3 事業内容 当該補助金交付申請のとおり
- 4 補助金の交付条件
補助事業者は、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程及び被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱に従うこと。

別記第3号様式（第6条関係）



沖復基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 印

地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け沖復基第 号で交付決定した標記補助金について、下記のとおり交付決定の一部（全部）を取り消したので、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第15条の規定により通知します。

記

- 1 補助金取消額 金 円
- 2 取消の内容及び理由
- 3 補助金返還期限 平成 年 月 日